

東京都配偶者暴力対策基本計画の
改定に当たっての基本的考え方について

答 申

平成 24 年 1 月 18 日

東京都男女平等参画審議会

はじめに

東京都は、平成 16 年に改正された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づき、平成 18 年 3 月に、平成 18 年度から 21 年度までを計画期間とする「東京都配偶者暴力対策基本計画」を策定しました。その後、平成 19 年度の同法改正等を踏まえ、平成 21 年 3 月には、平成 21 年度から 23 年度までを計画期間とする基本計画の改定を行いました。

都は、この基本計画に基づき、暴力を容認しない社会の実現に向けて、暴力の未然防止と早期発見の推進、多様な相談体制の整備、安全な保護のための体制整備など着実に施策の推進を図ってきました。

現基本計画は平成 23 年度末で計画期間が終了することから、当男女平等参画審議会では、平成 23 年 7 月に知事から「東京都配偶者暴力対策基本計画の改定に当たっての基本的考え方について」の諮問を受け、審議を行ってきました。

審議に当たっては、現基本計画の進捗状況や昨年 12 月に閣議決定された国の第 3 次男女共同参画基本計画などを勘案し、議論を重ねてきました。10 月には「中間のまとめ」を公表し、都民意見の募集を行ったところ、広く都民・事業者の皆様から多くのご意見を寄せていただきました。本審議会では、寄せられた皆様のご意見を参考に、更に議論を深め、基本計画の改定に当たっての基本的考え方をここに答申するものです。

本答申では、都がめざすべき配偶者暴力対策のあり方などの基本的考え方を示すとともに、基本計画に盛り込むべき事項を現計画の目標ごとに示しています。

本審議会は、都がこの答申をもとに実効性ある基本計画を策定し、暴力を容認しない社会の実現に向けて、これから求められる施策の展開を着実に図っていくことを求めるものです。

東京都男女平等参画審議会
会長 福原義春

目 次

第1部	基本的考え方	
1	都・国の取組	1
2	配偶者暴力をめぐる現状認識	1
3	めざすべき配偶者暴力対策のあり方	2
4	暴力のない社会の実現に向けて	3
5	基本計画の数値目標について	4
6	基本計画の名称について	4
第2部	基本計画に盛り込むべき事項	
1	暴力の未然防止と早期発見の推進	7
(1)	暴力防止教育と啓発の推進	7
(2)	早期発見体制の充実	10
2	多様な相談体制の整備	12
(1)	都の配偶者暴力相談支援センター機能の充実	12
(2)	身近な地域での相談窓口の充実	14
(3)	被害者の状況に応じた相談機能の充実	16
3	安全な保護のための体制の整備	17
(1)	保護体制の整備	17
(2)	安全の確保	19
4	自立生活再建のための総合的な支援体制の整備	22
(1)	総合的な自立支援の展開	22
(2)	安全で安心できる生活支援	24
(3)	就労支援の充実	26
(4)	住宅確保のための支援の充実	27
(5)	子供のケア体制の充実	28
5	関係機関・団体等の連携の推進	30
(1)	広域連携と地域連携ネットワークの強化	30
(2)	民間団体との連携・協力の促進	32
6	人材育成の推進と適切な苦情対応	33
(1)	人材の育成	33
(2)	二次被害の防止	34
(3)	苦情への適切かつ迅速な対応	35
7	調査研究の推進	36
(1)	調査研究	36
(2)	加害者対策の検討	37
	参考資料	39